

発 言 者	要 旨
<p>三野委員</p> <p>松尾危機管理総局長</p>	<p>消費者行政について、質問させていただきます。</p> <p>今議会にも補正が出されておりますけれども、具体的にどのような事業を考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。</p> <p>消費者行政の活性化については、平成 21 年度から基金が積み立てられていますが、これまで基金を使った活用が、どのような内容で実施されてきたのか、お聞きしたいと思います。</p> <p>消費者行政に携わる者として、県は、資格を取得している消費生活相談員を配置しておりますけれども、市町については、どのような状況でしょうか。また、県と市町の連携をどのようにしているのか、お聞きしたいと思います。</p> <p>全国的な課題は、非常勤職員の問題であります。首を切られるとか、手当がないという中で、待遇改善が求められております。経験が蓄積されているにもかかわらず、首を切るということは大きな問題であり、香川県は、努力をされていると思いますけれども、待遇改善面について、お聞きしたいと思います。</p> <p>消費者行政についての御質問に、お答えいたします。</p> <p>今回の補正の具体的な内容と、市町における相談員の配置については、後ほど、くらし安全安心課長から、答弁をいたします。</p> <p>基金の積み立てによる、これまでの主な対応分野でありますけれども、1 つには、市町に相談窓口がなかった状況でありましたので、交付金を活用し、全市町に相談窓口が設置されるなど、組織体制の充実を図るとともに、市町の相談員や担当職員の研修などを県で行ってまいりました。もう 1 つは、県民の方々に対する普及啓発、いわゆる被害に遭わない啓発活動を実施してまいりました。</p> <p>県と市町の連携につきましては、研修会や担当者会などを通じて、基本的には県と市町がタイアップし、いろいろなことを実施していくということでございます。市町において、担当職員の専門性を高める努力はしていただいておりますけれども、市町で受けきれない案件については、県が引き継いで相談を受けるなど、実情に応じた連携を図っているところでございます。</p> <p>非常勤職員としての処遇でありますけれども、消費生活相談員は、消費者行政の窓口となる重要な役割を担っておりますので、市町も含めて県全体の相談体制の充実に取り組んでいるところでございます。</p> <p>本県では、消費生活専門相談員、あるいは消費生活アドバイザーの資格を有していることを雇用条件としております。嘱託としての雇用でありますけれども、報酬額につきましては、高い専門性に配慮し、一般的な嘱託よりも高い水準としてございまして、中四国の中で比較をすれば、最も高い水準となっております。また、一般的な嘱託の場合、任期の更新を 4 回を上限としておりますけれども、高い専門性に鑑みて、任期の更新制限は行っていないところであります。</p>

発 言 者	要 旨
小川くらし安全安心課長	<p>消費者行政の補正予算の内容についてであります。</p> <p>消費者行政につきましては、平成 21 年度から活性化基金事業を活用し、相談・支援体制の強化、消費者啓発の徹底などに取り組んでまいりました。</p> <p>今回の補正でありますけれども、平成 24 年度末に地方消費者行政活性化基金事業が 1 年間延長され、平成 25 年事業分として 2, 772 万 1, 000 円の交付金が交付されております。これまでの事業の執行残である、378 万 1, 000 円とあわせて、総額は、3, 150 万 2, 000 円でありますけれども、基金の有効活用を図る予定でございます。内訳は、県事業として 1, 647 万円、市町が実施する事業に対する補助金として 1, 503 万 2, 000 円でございます。</p> <p>県事業では、消費者庁の地方消費者行政活性化基金管理運営要領に定められましたメニューの中の、市町の相談窓口の充実強化、学校における消費者教育の推進及び高齢者の消費者トラブルの防止などを実施いたしたいと考えております。</p> <p>具体的には、市町の消費生活窓口で相談に従事される方に対する養成、実務能力の向上を図るための研修会の開催、消費者教育の推進に関する法律の制定を踏まえ、学校における消費者教育の推進や消費者教育にかかわる人材の育成、消費者問題への関心を高めていただくために、教育委員会と連携し、教員対象の消費者研修の実施を考えております。また、啓発といたしまして、高齢者のトラブル防止を目的とした CM を初め、ショッピングモールでの啓発事業、啓発用の DVD 作成を考えております。</p> <p>市町に対する支援といたしましては、高松市の消費者相談の相談員の方の人件費を初め、それぞれの市町が実施する同種の啓発事業に対する補助を考えてございます。</p> <p>消費者問題の相談体制や消費者啓発を強化することによりまして、県民の皆様の実生活の安全・安心に努めてまいりたいと思っております。</p> <p>これまでの基金の取り組み状況でございますけれども、平成 21 年度には県民センター 2 カ所に相談室、全市町に相談窓口を設置しております。平成 22 年度には、県民センターの残る 2 カ所に相談室を設置し、全 4 カ所に設置を完了しております。平成 23 年、24 年度につきましては、さまざまな啓発活動を実施しております。</p> <p>市町の相談体制でございますけれども、高松市では、5 名の方の資格を取得している相談員の方が業務に従事しております。それ以外の市町では、通常の行政職員が窓口対応を行っております。</p>
三野委員	<p>消費者行政の要は、市町の相談業務の充実であると思います。相談窓口を設けたり、研修を行うこともよろしいのですが、高松市以外は、ほとんど行政職員が従事しているものと思います。高松市は、中核市であるため置かなければなら</p>

発 言 者	要 旨
松尾危機管理総局長	<p>いという地方分権の議論があったものと思いますけれども、行政職員では、3年、4年で人事異動がある中で、県に配置された消費生活相談の専門資格を持っている人のような対応ができるのかどうか、大きな問題であります。市町に対し、県がどこまで補完していくのかを含め、どのように考えているのか、お聞きします。また、基金が終了した後は、どのようにされるのかも、お聞きしたい。</p> <p>市町では、一般の行政職員がほかの業務とあわせて携わっており、3年ないし4年の人事異動のサイクルがあることは事実であろうと思います。県では、初めてその職についての人々を対象として、研修をきちんと行っていくことを継続していきたいと思いますし、日ごろから、県と市町の意味疎通を図っていくことも重要であろうと思います。今後とも、できるだけ専門性が高い状態を早くつくれるよう、県としてもサポートしてまいりたいと思っております。</p> <p>基金終了後の対応でございますけれども、国の交付金制度によりまして、窓口がなかった市町においても窓口が設置されるなど、基金設置による効果はあったものと考えております。消費者を多種多様な被害から守るという重要な施策でございますので、今後も必要な施策を継続して実施するなど、消費者行政の充実が図れるよう、引き続き、取り組んでまいりたいと考えてございます。</p>
三野委員	<p>消費者行政の充実は、要は人材であり、いくら研修をしても、難しいと思います。県のように、専門性を持つ人を市町にも配置すべきでありますし、逆に、広域で対応すべき問題であるとも思っています。全市町に配置するのが難しいのであれば、2つの町で1人を配置するなど、発想の転換が必要であると思います。</p> <p>基金が終われば施策を行わないと思っておりますけれども、消費者行政の充実は、地方交付税に措置されています。今回、基金だけの予算設定でありますから、市町も県も地方交付税の算出どおり、消費者行政の充実に使っていないと思っております。県は、地方交付税の措置に消費者行政の充実が入っていることをきちんと頭に入れ、市町を指導することが大事であると思っておりますけれども、コメントをいただきたいと思っております。</p> <p>消防救急無線のデジタル化であります。</p> <p>消防救急無線のデジタル化は、現行のアナログ波の使用が平成28年5月末までと定められていますので、計画的に進められているものと思います。各市町の消防行政無線の整備に対する進捗状況を、お聞かせいただきたい。</p>
松尾危機管理総局長	<p>消費者行政につきましては、いろいろと勉強しながら対応してまいりたいと考えております。</p> <p>消防救急無線のデジタル化であります。</p> <p>現状でございますけれども、各県内の9つの消防本部におきまして、計画的な整備を進めております。丸亀市など、既にデジタル運用を開始した消防本部もご</p>

発 言 者	要 旨
<p>三野委員</p>	<p>ございますけれども、消防庁舎の移転との関係もあり、平成 27 年度までかかる場所もあると聞いてございます。</p> <p>整備に関する概算事業費を算出していただいたことがありますけれども、一番最初のときには、多額の費用を要するため、消防指令室を共同運用としなければならないという答弁があったと思います。消防広域化と消防救急無線のデジタル化は別の問題でありますけれども、費用が相当必要でありますから、消防広域化とミックスし、できれば組織を香川県一本に、またはデジタル化は他組織と一緒にやりたいなどの議論が交わされたことを覚えております。</p> <p>ところが、結果を見れば、一部消防本部が共同で行うところもありますけれども、全て各消防本部が個々に対応しています。大川であれば、当初、15億5,000万円要と言われていましたけれども、結果として5億8,000万円であり、計画の3分の1の額であります。また、三観広域であれば、13億5,000万円が5億7,000万円であり、大方6割減であります。さらに小豆地域も13億5,000万円が7億8,000万円であり、約半分であります。仲多度南部は、11億6,000万円が4億1,000万円ですから、3分の1近くであります。</p> <p>いろいろな努力をされたものと思いますけれども、なぜ当初計画とこれほど乖離のある結果になったのかが理解できません。広域化を推進するための一種の手段として使ったのではないかと思えたりもいたします。業者からの見積もりとか、整備計画が中途半端であったと思いますけれども、どのようにお考えか、お聞かせください。</p>
<p>松尾危機管理総局長</p>	<p>無線のデジタル化についての経緯でありますけれども、平成 28 年の 5 月までにデジタル化を図らなくてはならないということで、当時、県と全市町が参加し、消防自体の広域化の検討が進められておりました。県の消防本部、消防指令を一元化、一本化する方向性が出されていたようでございます。</p> <p>消防救急無線のデジタル化についても、当初、広域化の検討組織であります香川県消防広域化検討委員会で検討項目として取り上げられました。無線自体の設備を共同で整備するのか、単独で整備するのか、あるいは整備した後の運用を共同とするのか、単独とするのか、それぞれの比較検討をデータで示し、議論がなされ、結果、基本的に消防の広域化とデジタル化は切り離して検討することになったようでございます。デジタル化の検討につきましては、別組織で香川県消防救急デジタル無線整備検討委員会を設置し、具体的な検討が行われたようでございます。</p> <p>事業費の比較でありますけれども、当時の 100 億円を超える経費が、五十数億円になってございます。消防の無線については、消防本部の中で本部と救急車</p>

発 言 者	要 旨
三野委員	<p>を結ぶ無線としての活動波と消防本部間を結ぶ共通波という 2 つの要素がございまして、共通波については、共通のものであるため、共同で整備をするという方針になりました。</p> <p>各消防本部間を結ぶ回線は、当初、マイクロ波を使うことから、新たに鉄塔とかパラボラアンテナを全部整備する計画でありましたけれども、多額の費用がかかるため、一般の公衆回線とか防災行政無線という既存の回線を使うことに変更されました。基地局は、各市町間で調整が行われ、共通で利用することにより、3 つほどの基地局の減少が行われました。</p> <p>多額の費用が必要となるために、効率的な整備を図ろうということで、市町間のいろいろな議論の結果、事業量が低減したものと認識してございます。</p> <p>国から言われたため、急遽、業者から積算書を取り、いろいろな基地局の問題とか、鉄塔の問題を議論せずに、議会へ安易な計画を示したのではないのでしょうか。悪意で考えれば、政策誘導をしようとしたと取れますので、今後、気をつけてください。</p> <p>これほど、もともとの計画と大きな乖離があること自体は、大きな問題です。議会の中で答弁している問題ですから、責任をとっていただかなければならないと思っています。検証を、もう一回していただきたいと思います。</p> <p>消防団は、どうでしょうか。今まで、アナログであれば、消防本部と消防団が連携をとっていたと思いますけれども、消防団に対するデジタル無線の整備状況について、お聞かせください。</p>
松尾危機管理総局長	<p>消防団の無線につきましては、各消防本部によって、移動系の防災行政無線を活用しているところ、消防救急無線を活用しているところ、消防団自体に認められた共通の消防団波という周波数を活用しているところ、トランシーバーを使用しているところなど、形態が異なってございます。消防無線のデジタル化そのものと消防団に対する連絡体制は、直接リンクするものではございませんけれども、消防救急無線や消防団波を活用しているところは、同じ消防を使う周波数の中にございますので、デジタル化をしなくては対応できないため、あわせてデジタル化が進められていると伺ってございます。</p>
三野委員	<p>大きな問題は、消防団との連携を考えないまま、議論したことであると思います。単に消防署のみの整備では、山火事が起きたり、広域で応援体制を整備しようとするときに、消防署だけが動くわけではありませんから、必ず問題が生じます。消防団との連携を進めるには、多額な費用を要することから、国に対し、補助金などを要望しなければ、消防団まできちんと整備することはできないと思います。南海地震を想定しても、消防団との連携は大事になると思いますので、これから考えていただきたいと要望します。</p>

発 言 者	要 旨
	<p>国家公務員に準じた給与減額措置についてであります。</p> <p>総務部長に、これまで総務省からの調査が何回あったのか、お聞きしたい。総務省に呼ばれ、ヒアリングもあったとお聞きしておりますけれども、その状況をお聞かせください。</p>
荒井総務部長	<p>6月7日時点の調査は、第4回目でございますから、今までのところ、4回調査が行われ、その結果が随時公表されていると理解しております。</p>
三野委員	<p>総務省に呼ばれたヒアリングでございますけれども、本県は、5月29日に担当課長が、今回の給与減額支給措置についての検討状況、スケジュール等についてのヒアリングを受けております。</p>
三野委員	<p>それ以外に、電話等で問い合わせはなかったのでしょうか。</p>
荒井総務部長	<p>総務省からは、電話、メール等を使った形で、必要に応じて聞かれているということでございます。</p>
三野委員	<p>どのくらい、ありましたか。</p>
荒井総務部長	<p>頻度は、正確に記憶しておらず、担当課にも問い合わせがあり、詳細に1件ずつ聞いてございません。担当課長もそこまでは承知していないと思いますけれども、担当課長に補足説明をさせます。</p>
近藤人事・行革課長	<p>総務省からの問い合わせですけれども、私に対しては直接ございませんでした。ただ、4回の調査後に、担当者間によりまして、調査内容の確認という形で、電話等での問い合わせがございました。</p>
三野委員	<p>再々あったものと思っております。</p>
	<p>人事委員会事務局長に、お聞きしたいと思います。全国の自治体における今年度予算は、2月議会で承認されており、給与も入っています。7月末には、普通交付税の決定が下されると思われましても、ほかの県は、それを超えて、給与削減をしています。労働基本権の制約の中で、第三者機関としての人事委員会は、給与削減が、勧告を無視して進められようとしていることについて、どのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。</p>
高畠人事委員会事務局長	<p>人事委員会は、職員の給与改定等につきまして、勧告を行っております。勧告制度は、地方公務員法に基づき、基本原則、県職員の給与水準と民間の給与水準を合わせることを基本としておりますことにあわせて、国や他の地方公共団体の職員との均衡等も考慮して勧告することとしておりまして、制度の目的は、職員の適正な処遇を確保するところがございます。地方公務員の給与は、それぞれの自治体が条例で定めることとしており、勧告に基づいて職員の給与水準がきちんと確保されるべきものと考えております。</p>
三野委員	<p>そのとおりであると思っておりますけれども、この9年間、全て勧告どおりには、なされておられません。今こそ、人事委員会の存在意義を見せなければならぬと思</p>

発 言 者	要 旨
	<p>います。勧告制度を無視した状況が続いている中で、今度は国からの圧力があつたということは、大きな問題であると思います。平成16年の財政危機のときには、地方自治体が財政再建団体になってはいけないという思いで、給与削減について努力してまいりました。国に言われたからではなく、地方は地方で苦勞しながら、労使が一体となって自主的に努力してきたことを考慮しなければ、真面目に取り組んできた地方自治体が損をすることとなり、地方自治の根幹を揺るがしかねないと思います。</p> <p>ラスパイレス指数でありますけれども、国は、指定職を入れず、地域手当も入れていないほか、人員構成もばらばらであります。人員削減は、ラスパイレス指数に現れません。給与削減という1つの項目のみで矮小化し、改革のイメージとすることは、地方自治の崩壊につながっていくものと思います。</p> <p>過去に、他の都道府県や国が給与削減していないにも関わらず、香川県が削減したことを、どのように解釈するのか、理解ができません。今までの削減が全く配慮されないのであれば、職員の皆さんもやりきれないのではないかと思います。</p> <p>県職員だけではありません。県職員は2, 800人、教職員は1万人近く、警察職員は1, 100人でありますから、全部合わせて約1万4, 000人が給与削減となれば、経済効果がどうなるのかにつきましては、容易に理解できます。地方は、外郭団体を含め、地方公務員の給与を参考にしているところが数多くあり、大きな影響があるものと思います。安倍首相は、民間は賃上げしてほしいといっていますけれども、相容れないのではないのでしょうか。</p> <p>これ以上求めても、知事の答弁以上には答えられないと思いますから、今後、いろいろなことを考慮して判断しなければならないということを述べて、終わります。</p>